

【取扱い厳重注意】

平成24年5月9日

聴取結果書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局
局員 仁保 智紀

平成24年5月9日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりであるので報告する。

記

第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

- 1 被聴取者
原子力安全基盤機構理事（理事長代理） 福島 章
- 2 聴取日時
平成24年5月9日午後1時55分頃から同日午後2時10分頃まで
- 3 聴取場所
事故調事務局聴聞室①
- 4 聴取者
仁保 智紀 主査
- 5 ICレコーダーによる録音の有無等
 あり
 なし

第2 聴取内容
モニタリングに関する政府内部の役割分担について別紙のとおり。

第3 特記事項
特になし。

以上

【取扱い嚴重注意】

別紙

1. 被聴取者の身分

福島理事は、事故発生当時、保安院付であり、3月14日以降、官邸地下に置かれた緊急参集チームに保安院代表として詰め、事故対応に当たった。

2. 聴取内容

具体的な日時は覚えていないが、私は、[REDACTED]
[REDACTED] 枝野官房長官、鈴木文科副大臣、伊藤危機管理監、久住安全委員会委員が出席した協議に同席した。同席の経緯ははっきりとは覚えていないが、[REDACTED] 何か協議が行われているので、私も出席するように言われて同席したものの、途中から参加したため、[REDACTED] ほとんど協議は終了していたような記憶がある。

(当方より、上記の協議と思われる協議の結果を踏まえ作成された官房長官記者会見用発言要領(別添)を提示したところ)このようなペーパーを見た記憶はない。ただし、いつのタイミングであったかは覚えていないが、私は、官邸地下において、伊藤危機管理監と共に、官邸に詰めていた東電職員に対して、モニタリングに関して東電がどのような貢献を行い得るか問うたところ、上記職員からは、「東電一社では対応しきれないので、他の電力会社の協力も得る必要がある」旨の回答があったことを覚えているので、別添において、モニタリングの実施主体として「東京電力」ではなく「電力会社」という言葉が用いられているのは、上記やり取りを踏まえてのことではないかと思う。

以 上

官房長官既官要領
セト

20.キロメートル以遠を中心としたモニタリングについて

平成23年3月16日

1. 文部科学省、電力会社、警察庁、防衛省において行われているモニタリング体制を強化し、引き続き実施。
 - ・文部科学省：8時から2台、午後から4台到着予定（モニタリングカー）
 - ・電力会社：10時から4台（モニタリングカー）（午前、午後で各1回）
 - ・警察庁：1台
 - ・防衛省：1台（化学防護車）、2機（ヘリ）
2. 文部科学省は、上記4機関の情報を集約して、4機関、原子力災害対策本部、内閣府原子力安全委員会、原子力安全・保安院に返すとともに、毎時間、情報を張り出し。情報の内容は、モニタリングの場所、時間、数値、降雨状況。
3. 文部科学省の役割は、モニタリング情報のとりまとめ及び張り出し。数字については、内閣府原子力安全委員会が評価。この評価に基づく対応は、原子力災害対策本部が実施。
4. 官房長官の会見後、1回目の情報の張り出しを開始。